

< 参考資料 >

2005 / 11 / 29 (岸井)

機械保険連盟課徴金事件最高裁判決 (平成17年9月13日 未登載)

旧法下の事件であるが、課徴金の目的・性格について、次のように判示している。

「独禁法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による独禁法改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め(独禁法89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法25条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。」

刑事罰と課徴金の“すみ分け”論について

早稲田大学21世紀COE・日弁連共催のシンポジウム「カルテル・入札談合防止と独占禁止法改正」(2004・3・6)における岸井報告の記録から抜粋する。

「それからもう一つ、二重処罰の問題とか手続の重複の問題を回避するために、課徴金と刑事罰のすみ分けを提案するものもあります。例えば、これは以前公正取引委員会にいた、伊従弁護士などですけれども、事業者・法人には課徴金、刑事罰は個人に対する自由刑に限定するという提案であります。

それから、先ほど土田さんが言っておられましたが択一的適用、これは郷原検事が提案しているものですが、刑事罰を適用する事件には課徴金を課さない、あるいは控訴を提起したら課徴金の納付は命じない。要するに、重複しているいろいろな問題が起こる可能性があるから最初からすみ分けてしまおう、これがこれらの論者の主張であります。

しかし、私は、実際の制度としてみると、先ほど言った抑止効果の問題、それから手続の複雑さの問題で、どちらも問題が多いと思います。

最初の法人と自然人で課徴金と刑事罰を振り分けるのは、一見非常にすっきりいくようですけれども、これは法人からみますと、いわゆる法人処罰に

は、まず罰金があります。それから、独禁法の条文を見るとおわかりになりますが、政府契約への参加を3年停止するという条文も・これは使われたことはないのですけれども・あるのです。それから、最近では、法人処罰の一環として、例えば保護観察的な制度を設けるようなことも提案されたりしております。しかし、刑事罰を自然人の処罰に限定することになると、このような刑事上の法人処罰は一切科せないことになってしまうのです。これは独禁法の抑止効果を著しく低下させるものであると思います。

特に法人の罰金は、日本では自然人に刑事罰を科しても、実行行為者のレベルではだいたい部長クラスまでしか行かないのです。トップは直接関与していないことが多い。要するに、知っているのでしょうけれども、刑事的な意味で実行行為者として特定することは難しい場合が多いのです。そうすると、法人処罰として罰金が課されるのは、法人の、特にトップ経営者に対する広い意味での信用を失わせるという意味での制裁としては、私は今のところ、唯一のものではないかと思えます。こういうものもなくなってしまうことになるので、一見きれいに整理できるようですが、私は抑止効果の点で非常に問題だと思えます。

それから、刑事罰を科すときには課徴金は課さない。先ほどの郷原検事のような提案ですけれども、これも一見うまくいきそうですけれども、実際にやろうとするといろいろ問題が出てきます。

一つは、現在、刑事の罰金は5億円ですが、課徴金を課しないとすると、刑事の罰金は少なくとも課徴金相当あるいはそれ以上に引き上げなければいけないです。だから、刑事の罰金の大幅な引上げが必要になってきます。それではどういう基準でどうやるのでしょうか。まずの上限を設定する方法では、不十分なケースが多くでてくるでしょう。そうすると、例えば租税法のように利得とスライドさせることが考えられます。しかし、先ほど言ったように、利得の剥奪では追いつかないのがまさに独禁法の制裁の特徴でありますから、これでは不十分です。

それからもう一つは、たとえそれはできたとしても、今度は課徴金と刑事の罰金の算定基準が二重になってしまうというダブルスタンダードの問題が生じます。例えば課徴金でリーニエンシーを認める場合、刑事でどうするのか。どういう基準でやるのか。これは全部二つ作らなければいけなくなります。そうすると、きわめて複雑なかたちの制度になってしまうのではないかと思います。

それから、これは実際には日本の制度ではそれほど起こらないと言うかもしれませんが、刑事で無罪になることがありうるのです。刑事で無罪になったときにどうしますか。もし課徴金も課されないとしたら、これはノーマークということになってしまいます。そうすると結局、課徴金の手続も進めておいて、刑事が無罪になっても課徴金を課するということにしなければ

ばいけないので、結局、手続を二重に動かしておかないと機能しません。

あるいは、検事の方は、絶対に無罪にしないのだ、起訴したからには絶対に有罪にするのだという自信があるかもしれませんが、実際に独禁法でも、石油カルテル事件などで一部無罪になった例がありますから、こういうことに対する対処も不可欠であります。

提案されているすみ分け方式は一見きちんと整理されるようではけれども、実際に制度として設計しようとするとうまくいかないと言わざるを得ません。なんらかの調整をすることは、必ずしも否定するわけではないのですけれども、私は、今言ったような形での方法はまずいのではないかと考えております。」

岸井大太郎「課徴金制度の改革をめぐる論点」季刊・企業と法創造第1巻1号（早稲田大学21世紀COE＜企業法制と法創造＞総合研究所、2004・4）132頁、139頁以下より抜粋